

平成 19 年 8 月 21 日
内閣府男女共同参画局推進課

改正DV防止法（平成19年改正）Q & A

市町村基本計画関係

Q1：市町村に対し基本計画の策定を努力義務として課すこととした理由は何ですか。

A1：市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実などが求められている現状にかんがみ、市町村における取組を一層促進させるため、基本計画の策定を努力義務として課すこととしたものです。

Q2：市町村基本計画の策定を努力義務にとどめた理由はなぜですか。

A2：行政執行体制や取組の程度が様々な市町村に対し、一律に義務を課すことは適当でないことから、努力義務にとどめたものです。また、地方分権が進められている状況にも配慮したものです。

Q3：市町村は基本計画としてどのような事項を定めればよいのでしょうか。

A3：市町村基本計画は、多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、市町村の事務事業の範囲内において、市町村の区域内の地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していく観点から、市町村が定めるものであり、例えば、下記のような事項について定めることが考えられます。

- ・ 当該市町村の現状
- ・ 当該市町村において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を講ずる上での基本的な方針
- ・ 配偶者からの暴力の防止に関する取組についての当該市町村の施策及びその実施体制
- ・ 被害者の保護に関する取組についての当該市町村の施策及びその実施体制

Q 4：基本方針、都道府県の基本計画及び市町村の基本計画の相互の関係はどのように整理されていますか（「基本方針に即し、かつ、都道府県が策定する基本計画を勘案して」とはどのような意味でしょうか。）。

A 4：国の定める基本方針において、市町村基本計画の指針となるべきものを定めることとした上で、市町村基本計画は、この基本方針に即したものとされるものと考えられます。また、市町村基本計画は、市町村の区域における施策と密接な関係のある都道府県の基本計画を勘案して策定されるものと考えられます。

なお、「勘案」とは、関連のある事項をよく引き比べてそれを考慮に入れるということであり、市町村基本計画が都道府県基本計画にそのまま準拠するものではないという意味で用いています。

Q 5：市町村基本計画の策定が努力義務であるにもかかわらず、その策定及び変更時における公表を義務付ける理由は何ですか。

A 5：市町村基本計画は、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施について定めたものであり、努力義務ではあるものの、実際に市町村が定めた場合には、その内容を広く住民に周知する必要があると考えたためです。

Q 6：主務大臣が市町村基本計画の作成に関して市町村に対して行う援助として、どのようなものを想定していますか。

A 6：市町村の取組についての好事例の収集・情報提供、計画策定や施策に関する各種相談などを想定している。

配偶者暴力相談支援センター関係

Q 7：市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務として課すこととした理由は何ですか。

A 7：現行法では、市町村は、その設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができることとなっていますが、被害者にとって利便性のある身近な施設としての配偶者暴力相談支援センターの果たす役割の重要性が指摘されているなか、今回、市町村において被害者の保護に対する取組を一層進めていただく観点から、これを努力義務に改めることとしたものです。

Q 8 : 市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務にとどめた理由は何ですか。

A 8 : 市町村における施設の整備状況が様々である状況にかんがみ、一律に設置の義務を課すことは適当でないと判断し、努力義務にとどめたものです。また、地方分権が進められている状況にも配慮したものです。

Q 9 : 「市町村が設置する適切な施設」とは、どのような施設をいうのですか。

A 9 : 市町村が「配偶者暴力相談支援センター」としての業務を実施する機関としては、その市町村によりますが、例えば、市町村の福祉事務所や、男女共同参画社会の形成の促進を目的とする事業を行うために市町村が設置しているいわゆる「女性センター」等が考えられます。

Q 10 : 「緊急時における安全の確保」とはどのような意味ですか。これを配偶者暴力相談支援センターの業務として定めることとした理由は何ですか。

A 10 : 「緊急時における安全の確保」とは、例えば、婦人相談所の一時保護所が離れた場所にあるなどの事情のため、一時保護所がない配偶者暴力相談支援センターに対して、緊急に保護を求めてきた被害者に対して、一時保護が行われるまでの間において避難場所を提供するなどのことです。

今回の改正は、配偶者暴力相談支援センターにおいてこのような被害者の安全の確保を行う場合が生じていることから、これを法律上、配偶者暴力相談支援センターの業務として明確化したものです。

Q 11 : 配偶者暴力相談支援センターは、必ず被害者の「緊急時における安全の確保」を行わなければならないのですか。

A 11 : 配偶者暴力相談支援センターの業務として第 3 条第 3 項各号に列挙されている業務は、配偶者暴力相談支援センターが行うことができる業務であり、必ず行わなければならない業務として規定されたものではなく、被害者の「緊急時における安全の確保」についても同様に解されます。

保護命令制度の拡充関係

Q 12：生命等に対する脅迫を受けた被害者が申し立てた保護命令について、どのようにして迅速に保護命令が発令されるかと考えられますか。

A 12：生命等に対する脅迫を受けた被害者が申し立てた保護命令についても、受けた脅迫の内容及び状況についてできる限り詳細に申立書に記載してもらったり、客観的な証拠が存在する場合にはできる限り早期に提出するように促したり、早期に当事者から事情聴取をするなどの方法により、迅速な裁判が期待されます。

もっとも、身体に対する暴力に基づく事案と比べて、脅迫に基づく事案の場合は、脅迫の存在を示す証拠が当事者の供述以外には存在しない場合が多いと考えられ、このような事案について、配偶者から脅迫行為の存在自体について争われたときには、供述の信用性の判断について慎重に審理を進めなければならないと、その結果、審理に時間を要する事案が生じることはやむを得ないと考えています。

Q 13：「緊急時における安全の確保」とは、暴力が行われている現場に配偶者暴力相談支援センターの職員が出向き、被害者を守るようなことまで行う趣旨ですか。

A 13：今回の改正の趣旨は、配偶者暴力相談支援センターにおいて、婦人相談所による被害者の一時保護が行われるまでの間、緊急・一時的に被害者の安全の確保を行う場合が生じていることから、これを法律上、配偶者暴力相談支援センターの業務として明確化したものであり、お尋ねのようなことを行うという趣旨ではありません。

Q 14：生命等に対する脅迫を受けた被害者についても保護命令の対象にされた理由は何ですか。

A 14：生命・身体に対する脅迫を受けた被害者については、脅迫の時点では、身体に対する暴力を受けていなくても、その後、配偶者から身体に対する暴力を受ける一定の可能性が認められることから、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても一定の要件を充たす場合には、生命・身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令の対象とすることとしたものです。

A 15：「生命又は身体に対して害を加える旨を告知してする脅迫」としてどのようなものが該当しますか。

A 15：刑法上の罪である脅迫罪に該当するもののうち、生命・身体に対して害を加える旨を告知して行われるもの（具体的には、「殺してやる」「腕をへし折ってやるぞ」「ぶん殴ってやる」といった言動）を想定しています。

Q 16：「生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」と認められるのは具体的にどのような場合が考えられますか。

A 16：「おそれが大きい」の判断については、脅迫の内容や態様のほか、被害者と配偶者との関係、配偶者の行動傾向等を総合的に考慮して、裁判所が個別事案において具体的に判断することになると考えています。

例えば、具体的な事案にもよるが、配偶者の被害者に対する執着が極めて強く、「別れたら殺してやる」との執拗な脅迫を受けていた被害者が、いよいよ実際に離婚のための法的手続等に着手しようとしているなどの事情が認められる場合などには、その他の事情も総合考慮して「おそれが大きい」と認められることがあると考えています。

Q 17：保護命令の申立てからどれくらい前までに行われた脅迫が対象となりますか。

A 17：脅迫が行われた時期については、特段の制限を設けていません。脅迫の時期及びその内容のほか、その後の経緯等諸般の事情を総合的に考慮して、配偶者からの身体に対する暴力により、被害者の生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認められる場合に保護命令が発せられるものとしています。

Q 18：電話等禁止命令を設けることとした理由は何ですか。

A 18：被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対して一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の下に戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして生命・身体への危険が高まると認められることから、接近禁止命令の実効性を確保するため、今回、保護命令として一定の電話等の禁止を命ずることができることとしたものです。

Q 19：緊急やむを得ない事由を除き、電話等を一律禁止することはできないのですか。

A 19：緊急やむを得ない事由があるとして許容される行為は極めて限られた範囲にとどまると考えているところであり、これ以外の電話等を一律禁止すると憲法上保障されている通信の自由を過度に制約するおそれが高いと考えています。

Q 20：電話等禁止命令と被害者への接近禁止命令との関係はどのようになっていますか。

A 20：電話等禁止命令は、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するためのものであることから、被害者への接近禁止命令の申立てと同時に、その審理中又はその発令後でなければ、申し立てることはできないものとしています。

Q 21：改正後の第10条第2項各号の行為は、どのような理由から列挙することとしたのですか。

A 21：ストーカー規制法における「つきまとい等」を参考としつつ、命令違反が罰則により担保されていることから、禁止行為の明確性や定型性についても考慮する必要があることを踏まえ、「被害者への接近禁止命令が発令されている被害者が一般に配偶者との接触を余儀なくされるような著しい不安を感じる行為として評価できるか」という観点に基づき列挙したものです。

Q 22：電話等禁止命令の発令要件は何ですか。

A 22：電話等禁止命令の申立時において被害者への接近禁止命令の発令要件があること、及び被害者への接近禁止命令が発せられていること又はこれと同時に発せられることです。

Q 23：改正後の第10条第2項第2号（行動を監視している旨の告知等）、第7号（名誉を害する事項の告知等）及び第8号（性的羞恥心を害する事項の告知等）に規定する「告げ(る)」には、どのような方法によるものが該当しますか。

A 23：「告げ(る)」とは、相手方に直接伝達することであり、口頭、文書による伝達のほか、電子メールを送信する方法による伝達も含まれるものと考えられます。

Q24：改正後の第10条第2項第2号（行動を監視している旨の告知等）、第6号（汚物、動物の死体等の送付等）、第7号（名誉を害する事項の告知等）及び第8号（性的羞恥心を害する事項の告知等）に規定する「その知り得る状態に置く」とは、どういう意味ですか。

A24：直接相手方に伝達するものではなくても、その内容が日常生活において相手方に伝わるであろう状態に置くことをいいます。具体的には、公共駐車場にとめてある被害者の自動車のフロントガラスにメモや写真を挟む行為や、被害者がよく見るホームページの掲示板に書き込んだり画像をはり付けたりする行為などがこれに当たると考えられます。

Q25：改正後の第10条第2項第4号（無言電話・連続電話等）及び第5号（夜間電話等）に規定する「緊急やむを得ない場合」の意味は何ですか。これに当たる典型的な例はありますか。

A25：被害者自身についても極めて重要と思料される事項を、緊急に知らせる必要があり、かつ、その手段として、電話、電子メール、ファックスによるほかない場合を意味します。

具体的には、

- ・被害者の子が急病・急死の場合
- ・被害者の子が重大な事件・事故に巻き込まれた場合
- ・自宅に災害が発生した場合

などを想定しています。

なお、配偶者から被害者に対し、例えば、「離婚手続について話し合いたい。」、「子どもの親権について話し合いたい。」といった事項を連絡することは、「緊急やむを得ない場合」に該当しないと考えられます。

Q26：改正後の第10条第2項第4号（無言電話・連続電話等）と改正後の第10条第2項第5号（夜間電話等）の関係はどのようになっていますか。

A26：改正後の第10条第2項第4号は、無言電話や連続電話等という行為の悪質性に着目して、時間を問わず禁止すべき行為として規定されたものであり、改正後の第10条第2項第5号は、夜間という時間帯については、無言電話や連続電話等に限らず、また、いかなる内容の電話等であっても禁止されるという趣旨で規定されたものです。

Q27：電話等禁止命令を申し立てる際には、具体的にどのような事項を申立書に記載すればよいのでしょうか。

A27：被害者への接近禁止命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況、電話等禁止命令の申立ての時における将来の身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情及び改正後の第12条第1項第5号に掲げる事項を記載する必要があります。

Q28：被害者への接近禁止命令が発せられた後に電話等禁止命令の申立てをする場合において、被害者への接近禁止命令の発令後に配偶者暴力相談支援センターの職員や警察職員への相談をしたことがないときは、電話等禁止命令の申立書に公証人面前宣誓認証供述書を添付する必要がありますか。

A28：電話等禁止命令の申立てを行う場合は、将来、配偶者からの身体に対する暴力等により、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認められる事情を申立に記載しなければなりません。その事情は、当該申立時におけるものである必要があります。そのため、被害者への接近禁止命令の発令後に電話等禁止命令の申立てをする場合は、被害者への接近禁止命令の申立時とは別に、電話等禁止命令の申立時に配偶者暴力相談支援センターや警察職員へ相談等をした事実の有無を、申立書に記載する必要があります。この相談等をした事実がないときには、公証人面前宣誓認証供述書の添付を要することとなります。

Q29：面会を要求する手段について制限はないですか。

A29：手段の制限はなく、電話、手紙、ファックス、電子メールなどで面会を求めことや、被害者が開設するホームページの掲示板に面会を求める記載を書き込む行為なども対象となります。

Q30：「その行動を監視していると思わせるような事項」に当たる典型的な例はありますか。

A30：例えば、「 月 日の×時にどこにいるのかを見ていた」といった電話をすることなどがこれに該当します。

Q31：「著しく粗野又は乱暴な言動」の意味と、その典型的な例はありますか。

A 31 : 「著しく粗野な言動」とは、場所柄をわきまえない、それ相当の礼儀を守らないがしつけない言語又は動作のうち、その程度の高いものをいい、「乱暴な言動」とは、不当に荒々しい言語動作であって、刑法に言う暴行、脅迫に至らないものを意味するものとして考えています。

典型的な例としては、

- ・ 電話により被害者に対して罵声や暴言をあびせること。
 - ・ 汚い言葉で被害者を非難する内容の手紙や電子メールを送付すること。
- などを想定しています。

Q 32 : 「連続して」とはどういう意味ですか。

A 32 : 短時間や短期間に何度もという意味です。

Q 33 : 改正後の第10条第2項第5号に掲げる事項を禁止行為とする理由は何ですか（ストーカー規制法では「つきまとい等」には含まれていない。）。

A 33 : 夜間において配偶者から電話等を受けることについては、被害者の置かれている状況にかんがみ、被害者が一般に著しく不安を感じるものとして考えており、禁止行為としたものです。

Q 34 : 「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物」の意味は何ですか。これに当たる典型的な例はありますか。

A 34 : 社会通念上客観的にひどく不快に感じさせ、又は不愉快に感じさせるような物をいいます。例えば、死体の写真などがこれに当たり得ると考えられます。

Q 35 : 「名誉を害する事項」の意味は何ですか。これに当たる典型的な例はありますか。

A 35 : 「名誉を害する事項」とは、被害者の社会的評価を害し、名誉感情を害する事柄、すなわち、被害者が人に知られたくないと思うような事柄や被害者の人格を否定するような事柄をいいます。

典型例としては、「勤務先の上司は、お前が男性遍歴が激しかったことを知っているのか。」「お前は嘘つきで、勤務先の上司に、嘘をたくさんついていたな。」といったことなどが考えられます。

Q 36 : 「性的羞恥心を害する」の意味は何ですか。「性的羞恥心を害する事項」及び「性的羞恥心を害する文書、図画その他の物」に当たる典型的な例はありますか。

A 36 : 望んでもいないのに性的に恥ずかしいと思う気持ちを起こさせて精神の平穏を害するようなことを意味します。

「性的羞恥心を害する事項」の典型例としては、夫婦間における性交渉に関する話などが考えられます。「性的羞恥心を害する文書、図画その他の物」の典型例としては、ヌード写真の顔の部分被害者の顔に置き換えた写真などを想定しています。

Q 37 : 親族等への接近禁止命令を保護命令として新設した理由は何ですか。

A 37 : 被害者への接近禁止命令が発令されているにもかかわらず、被害者の親族等に対して、その住居に押し掛けて著しく粗野乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者と面会することを余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があることから、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するために、親族等についても一定の要件を充たす場合には、接近禁止命令の対象としたものです。

Q 38 : 親族等への接近禁止命令と被害者への接近禁止命令との関係はどのようになっていますか

A 38 : 親族等への接近禁止命令は、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するためのものであることから、被害者への接近禁止命令の申立てと同時に、その審理中又はその発令後でなければ、申し立てることができないものとしています。

Q 39 : 「被害者の親族」の意味は何ですか。

A 39 : 民法第725条に規定する親族の意味です。

< 参考 > 民法

(親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

Q40：「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とはどのような人をいいますか。支援者なども含まれるのですか。

A40：被害者の身上、安全などを配慮する立場にある者をいい、職場の上司、配偶者暴力相談支援センターやシェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者などがこれに該当するものと考えています。

Q41：親族等への接近禁止命令を申し立てるに当たっては、親族等をどの程度まで特定する必要がありますか。例えば、親族等の氏名などを挙げず、「シェルターの職員一同」でもよいですか。

A41：親族等については、氏名等で特定する必要があると考えており、抽象的な「支援者一同」を対象者とする申立ては、特定性を欠くと考えられます。そして、そのように氏名等で特定された者ごとに、親族等への接近禁止命令の発令要件の有無を判断することになると考えます。

Q42：「被害者と同居している子」を除くこととした理由は何ですか。

A42：被害者と同居している子（未成年）については、現行法の規定により接近禁止命令を発令し得ることとなっていることから、対象から除くこととしたものです。

Q43：「住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていること」の典型的な例にはどのようなものがありますか。

A43：例えば、被害者の親族等の自宅に押し掛けて、「被害者を出せ」と大きな声で叫び続ける行為などがこれに該当し得ると考えられます。

Q44：親族等の住居から「当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く」とする理由は何ですか。

A44：被害者の親族等と配偶者が生活の本拠を共にする住居を有する場合において、親族等が一時的に避難するなどして配偶者と別居しているときに、親族等への接近禁止命令が発令されると、配偶者が共に生活の本拠としている住居、すなわち自宅に帰宅できないこととなり、配偶者の生活に著しい支障を生じさせることが考えられるためです。

Q 45：親族等への接近禁止命令について、親族等の同意がある場合に限り申立てを行うことができるとする理由は何ですか

A 45：親族等については、配偶者との私的な関係等から接近禁止命令の発令を望まない場合もあるほか、親族が知らない間に申立てをされた場合にその親族等が被害者の支援者であると配偶者に思われることになり、危険が増すなどの可能性があると考えられることから、親族等の同意を必要としたものです。

Q 46：改正後の第10条第5項に規定する「(被害者の15歳未満の子を除く。...)」とはどのような意味ですか。

A 46：現行法において被害者の同居の子への接近禁止命令については、被害者の15歳未満の子であるときは、その同意はいらぬものとしていることから、同様に取り扱うこととしたものです。

Q 47：被害者への接近禁止命令が発せられた後に親族等への接近禁止命令の申立てをする場合において、被害者への接近禁止命令の発令後に配偶者暴力相談支援センターの職員や警察職員への相談をしたことがないときは、親族等への接近禁止命令の申立書に公証人面前宣誓認証供述書を添付する必要がありますか。

A 47：親族等への接近禁止命令の申立てをするときにおいて、配偶者からの将来の身体に対する暴力等により生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情及び被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため、当該命令を発する必要があると認めるに足りる事情については、当該申立時における事情を記載する必要があります。そのため、被害者への接近禁止命令の発令後に親族等への接近禁止命令の申立てをする場合には、被害者への接近禁止命令の申立時とは別に、親族等への接近禁止命令の申立時に配偶者暴力相談支援センターや警察職員への相談等をした事実の有無を、申立書に記載する必要があり、この相談等をした事実がないときには、公証人面前宣誓認証供述書の添付を要することとなります。

Q 48：保護命令の発令に関し裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの通知を行う趣旨は何ですか。

A 48：被害者の安全の確保については、配偶者暴力相談支援センターが被害者に対して助言をしたり、警察等と連携して被害発生の防止に努めたりするなど、配偶者暴力相談支援センターが果たす役割は大変重要です。被害者の危険は保護命令発令直後に高まる場合が多く、このような危険に対処するためには、配偶者暴力相談支援センターが保護命令の発令を迅速に知る必要性が高いことから、配偶者暴力相談支援センターへの通知を規定したものです。

Q 49：配偶者暴力相談支援センターへの通知に関し、申立書に相談等をした配偶者暴力相談支援センターについての記載があった場合に限るとする理由は何ですか。

A 49：申立書に相談等をした配偶者暴力相談支援センターについての記載がない場合においては、どの配偶者暴力相談支援センターに通知をすべきか不明であること、また、仮に、どこかの配偶者暴力相談支援センターに対して通知をした場合であっても、通知を受けた配偶者暴力相談支援センターは被害者の居所、被害の状況等を把握していないため、適切な支援を行うことは困難であることから、申立書に記載があった場合に限ることとしたものです。

その他

Q 50：電話等禁止命令又は親族等への接近禁止命令に違反した者に係る罰則はどのようになっていますか。

A 50：電話等禁止命令又は親族等への接近禁止命令に違反した者は、被害者への接近禁止命令に違反した者と同様に、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしています。

Q 51：施行期日を公布日から起算して6月を経過した日とした理由は何ですか。

A 51：保護命令について、生命等に対する脅迫を受けた被害者を対象とすること、一定の電話等の禁止を命ずることができることとしたこと、被害者の親族等への接近禁止命令を新たに命ずることができることとしたことに伴い、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの関係者に対する周知徹底のための期間や、申立ての手續等を定める最高裁規則の改正のための準備期間が必要なことから、公布日から起算して6月を経過した日としたものです。

なお、制定時及び前回の改正時においても、同様の施行期日とされています。

Q 52：改正法の施行の際に現に係属している保護命令事件の取扱いは、具体的にどのようなになりますか。

A 52：施行日前に保護命令の申立てをした保護命令に関する事件については、なお従前の例によることとしています。したがって、現に係属している保護命令事件の取扱いについては、例えば次のようになります。

被害者への接近禁止命令の申立ての内容を変更して、電話等禁止命令や親族等への接近禁止命令を追加的に申し立てることはできません。なお、改正法の施行後に新たに電話等禁止命令や親族等への接近禁止命令を申し立て、これらと改正法の施行前にされた被害者への接近禁止命令の申立てとを併合的に処理する形を取ることはできます（第21条において準用する民事訴訟法第152条第1項）。

裁判所から配偶者暴力相談支援センターの長に対する通知については、施行日以後に申し立てられた保護命令について適用されることとなります。

Q 53：施行日前に生命等に対する脅迫を受けていた場合に、施行日以後にこれを理由として保護命令の申立てはできますか。

A 53：施行日前に生命等に対する脅迫を受けている場合についても、これを理由として保護命令の申立てを行うことはできます。

Q 54：施行日前に被害者への接近禁止命令が発令されている場合に、新法による電話等禁止命令や親族等への接近禁止命令を申し立てることはできますか。

A 54：施行日後においては、改正後の規定に基づき、電話等禁止命令や親族等への接近禁止命令を申し立てることはできます。